

指定予定者の選定結果について

担当課：都市活力部商工労働課

施設名
伊丹市立産業振興センター
伊丹市宮ノ前2丁目2番2号

上記施設では、現指定管理者の指定期間が令和5年3月31日に満了することに伴い、次期指定管理者となる団体（指定予定者）の選定を行いました。

選定結果の概要は、以下のとおりです。

選定団体（指定予定者）	
名称	伊丹商工会議所
代表者	会頭 小西 新右衛門
所在地	伊丹市宮ノ前2丁目2番2号
指定期間（予定）	
令和5年4月1日 から 令和8年3月31日 まで（3年間）	
選定方法（公募・非公募の別）	
非公募	
選定理由	
<p>指定管理施設の事業として、産業の振興を図るため、</p> <ol style="list-style-type: none">①産業に関する相談、情報の収集及び提供に関すること②産業に関する講座、研究会、展示会等を開催すること③産業に関する交流の促進に関すること④産業に関する展示・研修等のため、施設をその利用に供すること <p>が挙げられます。</p> <p>これらの施設の事業を市の実施施策である「商工業の活力が持続・発展するまち」と一体的に進めることで、施設の設置目的や市の施策目標を効果的・効率的に達成することができます。</p> <p>加えて、伊丹商工会議所は伊丹市内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的として設立された法人であることから、当該施設の事業をもっとも適切に運営できると考えられます。</p> <p>以上のことから、「伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第7条第1項第2号の規定に該当するため、非公募による選定とします。</p>	

指定予定者として選定された団体につきましては、市議会での議決を経て、正式に指定管理者として指定します。